

武蔵野美術大学校友会宮城支部会則

第一章 総則

第1条 この会は、武蔵野美術大学校友会宮城支部と称する。

第2条 この会は、会員相互の親睦を図り、支部展を主催するとともに本部との関係を密にし、相互の発展に寄与することを目的とする。

第二章 組織

第3条 この会は、つぎの会員をもって組織する。

1、 正会員

帝国美術学校、武蔵野美術学校、武蔵野美術短期大学及び武蔵野美術大学（以下武蔵野美術大学という）の卒業生で宮城県内に居住している者。

2、 準会員

武蔵野美術大学に満2年以上在学し退学後満2年以上を経過した者、または武蔵野美術短期大学に満1年以上在学し退学後満1年以上を経過した者で、宮城県内に居住し運営委員会において推挙され、本部常任委員幹事会において承認された者。

3、 特別会員

武蔵野美術大学に在学した者で、運営委員会において推挙された者。

4、 名誉会員

本支部に功労があり運営委員会において推挙され、総会で承認された者。名称は特別に定める。

第三章 目的および事業

第4条 この会は会員の親睦と発展をはかるためにつぎの事業を行う。

- 1、 支部展を開催し、会員の親睦と発展をはかる。
- 2、 必要に応じて会報の発行や研修、講習会等の行事を開催し、会員の創作技能の向上をはかる。
- 3、 支部展には、在校生コーナーを設け後進の健全な育成をはかる。

第四章 役員および任務

第5条 この会につぎの役員をおく。

支部長、副支部長（2名）、事務局長、会計、委員（若干名）、監査（若干名）。

第6条 この役員をもって運営委員会を構成する。

第7条

- 1、 支部長は支部を代表して会務を総理する。

- 2, 副支部長は支部長を補佐し支部長に事故ある時は、その代理をする。
- 3, 事務局長は業務を総括するとともに、会議の召集および運営の任にあたる。
- 4, 運営委員は支部の運営にあたるとともに実行委員として行事の一部を分担し企画、運営にあたる。
- 5, 会計は会計事務を総括する。支部展その他の行事の場合には特別会計をおく。
- 6, 監査は会計経理および事業等の監査にあたる。

第8条 この会にブロック制度を設ける。

会の円滑な運営をはかるために、いくつかのブロックに区分し、ブロック長をおき事務局の任務の一部を分担する。

第9条 役員の選出は選考委員会を開いて行い、総会の承認を得て決定する。但、支部長は本部長の委嘱を受けるものとする。

第10条 役員の任期は2年とする。但、再任は妨げない。

第五章 会議

第11条 通常総会は年1回行い、事業および会計の報告、新年度の事業計画の他、会則改正、役員改選等を行う。

第12条 運営委員会、実行委員会等は必要に応じて随時開く。

第13条 総会、運営委員会、実行委員会等に於ける議決は出席者の過半数とし、可否同数の場合は議長が決する。

第14条 その他会員の申し出によって運営委員会が必要と認めた場合には臨時の総会を開くことができる

第六章 会計

第15条 この会の運営費は、会費およびその他の寄付金によって行う。

第16条 正会員、準会員、特別会員は、定額の会費を納めるものとする。(当分年額2千円とする)

第17条 支部展、研修、講習会等の開催にあたっては、必要額を別途に徴収する。

第18条 会計年度は、4月から翌年の3月末の1ヵ年とする。

第19条 会費を納入しない者は、会員たるの権利を行使することができない。

第七章 慶弔

第20条 会員の個展、結婚、死亡および会員の配偶者、父母の死亡等に当っては、事務局ではかり慶弔の意を表する。

(内規・昭和 62 年 12 月 6 日以降当分、祝弔電のみとする。)

第 21 条 上記の事実が生じた場合には、該当者から支部長に報告するものとする。

第八章 会員の入会と退会

第 22 条 組織第一項に該当する者は、卒業即本部会員に承認されるので、官城県内に居住する者は、本部会則に従い、当支部会員に承認される。

第 23 条 宮城県外に転居した者は、本部会則に従い、当支部会員を退会しなければならない。但し、特別の事情がある場合は、運営委員会の承認を得て継続して会員となることができる。

第 24 条 上記第 22 条または第 23 条の事実が生じた場合は、本人から支部長に届け出るものとする。

第 25 条 本部会則第 6 条に従い、会員として不都合な行為があった場合は、総会の議決をもってこれを除名することができる。

付則

この会則は、昭和 58 年 9 月 18 日より施行する。

昭和 59 年 7 月 29 日、会則の一部改正。

昭和 61 年 12 月 21 日、会則の一部改正。

昭和 62 年 12 月 6 日、会則の一部改正。

平成 4 年 10 周年にあたり、条文に改正。

平成 5 年 4 月 29 日、会則の一部改正。(会費当分年額 2 千円とする)